

「チームなみえ G&B」規約（きまり）

「チームなみえ G&B」とは、浪江町の元気な「じい（G）ちゃん」とばあ（B）ちゃん」の集まりのことです。「G」は、浪江町の木々や田畑の Green（緑）を、「B」は浪江町の家や空の Blue（青）を誇りに思う気持ちも表しています。

この「G&B」の活動により、「浪江町へ帰る子ども」（以下子ども）を応援し、会員自身がみんなで学び、つどい、楽しむことで元気になります。そして、みんながなかよく暮らす温かな「古くて新しいふるさと浪江」を作っていきます。

第1条（名前）

この会の名前を「チームなみえ G&B」とします。

第2条（事務局所在地）

この会の事務局は、福島県双葉郡浪江町幾世橋字齊藤屋敷71-2-2-402に置きます。

第3条（会の目的）

- ◎第一に、浪江町の風土そのままの温かい人と人との触れ合いを土台として、子どもの健やかな成長を願い、子どもを応援します。
- 一連の応援活動を通して、子ども、子どもとかかわる会員をより元気にします。
- これらにより、浪江町のふるさとコミュニティ再生、つまり「古くて新しいふるさと浪江」づくりを、みんなで目指します。

そのために、会員は、力を合わせて次の三つをがんばります。

(1) 子どもはもちろん、浪江町立なみえ創成小学校となみえ創成中学校も
応援します。

例えば、美しい環境づくり、子どもの学びや遊び、学校行事のお手伝い、見守りなど

(2) 会員も子どももみんなで学びます。ふれ合います。笑います。

例えば、美しい物の鑑賞、他地域の歴史に触れること、子どもと一緒に遊び、編み物その他のやってみたい、知りたいことの勉強など

(3) 会員同士の交流を深めます。

例えば、定例会員交流会、「会員と子どもの交流の家」の設置と活用など

第4条（会員・入会・退会）

1 会員とは、「チームなみえ G&B」の目的に賛成する浪江町民、または、他の地域の方など、子どもや浪江町民を応援したい人で、入会申込書を会長に提出することで認められます。だれもこぼみません。

2 退会は、退会届を会長に提出することで認められます。

第5条（役員） 【仕事の内容】

この会に次の役員を置きます。

会長	1名	【会の代表です。会全体を見わたしてまとめます。】
副会長	2名	【会長を助けます。会長の仕事を代理することがあります。】
事務局長	1名	【会の事務を中心となって行います。】
会計	1名	【会のお金に関する事務を行います。】
監査	1名	【会のお金が正しく使われたか調べます。】
役員補佐	1名	【役員の仕事を手伝います。】

第6条（役員の任期）

役員の任期は、その年の4月1日から、次の年の3月31日までです。

第7条（役員の選任）

会長と監査を総会で選び、決めます。

2 会長は、副会長、事務局長、会計、役員補佐を決めます。

第 8 条（総会）

総会は、年 2 回開きます。

2 総会では、会員みんなで、次のことについて話し合います。

- (1) 規約や会の目的、進み方を変えること
- (2) 1 年間の計画、実施したことの報告、予算と決算の報告
- (3) 会長と監査役を決めること
- (4) その他、会について大事なこと

3 総会がどうしても開催できない特別な事情がある場合は、役員会にはかり、必要な内容が書かれた文書等を会員あてに郵送・回収し、意見を集約してさらに役員会で協議し、総会の開催に代えることができます。

第 9 条（役員会）

役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、役員補佐でつくります。

2 役員会は、総会で決まったことをすぐ実施できるようにしたり、総会や各種イベントなどの準備などをしたりします。また、総会で決められない内容について、会長が臨時に役員会を開いて決めることができます。

第 10 条（事業報告、決算報告）

会長は、年度の終わりに、「事業報告書」、「収支計算書」を作り、監査のあと、総会で認められなければなりません。

第 11 条（会計）

会の経費は、補助金や助成金とします。

2 補助金等の獲得にあたっては、会長をはじめ役員一同英知を結集し努力します。また、会員もそれを応援します。

第 12 条（会費）

会費は、総会で決めます。

第 13 条（事業年度）

その年の 4 月 1 日から、次の年の 3 月 31 日までです。

第 14 条（設立年月日）

この会の設立年月日は、平成 30 年 4 月 1 日です。

第 15 条（その他）

この規約に載っているもの以外について、大事なことは別に決めます。

附則

- 1 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から使われます。
- 2 この規約は、平成 30 年 11 月 6 日に一部変更しました。
- 3 この規約は、平成 31 年 3 月 31 日に一部変更しました。
- 4 この規約は、令和 2 年 3 月 31 日に一部変更しました。

「チームなみえ G&B」令和 2 年度役員名簿

会長	佐藤 秀三 福島県双葉郡浪江町権現堂
副会長	蒔田 由子 福島県双葉郡浪江町立野 井戸川 春美 福島県双葉郡浪江町西台字台
事務局長	新山 伸一 福島県双葉郡浪江町幾世橋
会計	林 かつ子 福島県双葉郡浪江町藤橋
監査	瀬尾 恵子 福島県双葉郡浪江町西台
役員補佐	田中 ヨリ子 福島県双葉郡浪江町来福寺西